

平成 27 年 4 月 1 日  
改定（組合名称変更） 令和 5 年 10 月 1 日

TOPPAN グループ健康保険組合  
加入者各位

TOPPAN グループ健康保険組合  
専務理事 加藤博信  
(個人情報取扱責任者)

### 『医療費のお知らせ』の取扱いについて

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいとされています。

当健保組合においては、医療費通知を世帯分まとめて被保険者に通知していることから第三者提供に該当し、本人の同意があらかじめ必要となりますが、厚生労働省のガイドラインに沿って包括的な同意をいただいたものとして従来通り発行させていただくこととしました。(政管健保、他の多数健保組合等も同様の取り扱いとしています)

なお、上記の件につきましては、被保険者本人だけでなく被扶養者家族の方の同意も要する事項となります。同意されない方につきましては当健保組合までお申し出ください。

個人情報ご相談窓口  
電話 03-3835-6716